

浜北A C 規約

H 2 4 . 4 . 1 施行

第1条 (名称及び事務局)

本クラブの名称は「浜北A C」(正式名称：浜北アスレチック・クラブ)と称し、事務局は責任者宅に置く。

第2条 (構成)

本クラブはクラブ員、クラブ員の保護者、代表、責任者、コーチ、協力指導者で構成する。

第3条 (目的・活動)

浜北市浜北区および周辺地域からクラブ員を募集し、近隣の中学、高校の指導者と連携して将来、浜松、静岡、日本を代表する陸上競技選手を育成するとともに、普及に努める。

第4条 (活動)

前条の目的に向かい、

- (1) 陸上競技の練習、大会への参加
- (2) 研修活動
- (3) その他、本クラブの目的達成のために必要な活動

以上の活動を行うとともに、中学で陸上競技を継続するように指導する。

また、本クラブでの活動を通して、

- ・ 陸上競技を通して学年、男女の枠を越えて友情を深める
- ・ 何事も最後まで諦めない粘りの心を育てる
- ・ スポーツ選手らしいあいさつ、マナーなどの態度を養う

第5条 (入会・継続・退会)

本クラブに入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会費を納入しなければならない。

入会を次年度以降も継続する場合は、継続届を提出するものとする。

退会しようとする者は、退会届(様式は任意)を、退会しようとする日までに提出しなければならない。

但し、保護者の転勤等、やむを得ない場合はこの限りではない。

また、クラブ員、コーチ、協力指導者は、財団法人スポーツ安全協会の保険に入るものとする。

第6条 (登録期間)

クラブ員の登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 (クラブの登録)

本クラブはクラブチームとして、静岡陸上競技協会にクラブ登録を行う。

第8条 (役員)

本クラブには次の役員を置く。役員は役員会において、出席者の承認をもって選出するものとする。

ア 代表	イ 責任者(事務局)	ウ 会計
エ コーチ	オ 協力指導者	カ 監査

その他、役員会において必要と認めた役員を置くことができる。

第9条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

役員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 (役員職務)

(1) 代表は、クラブ員の技術指導を、発達段階に応じた心身の健やかな育成に努め、指導方針及び活動方針の決定をする。また、責任者、ブロックごとの主任コーチと協議し参加する大会や予算の使途について活動全般を統括する。

(2) 責任者は、クラブの渉外窓口の役割に加え、大会参加、審判依頼、練習時のコーチの分担、用器具の更新などの実務にあたる。コーチがこれらの業務に当たるときは、責任者の指導のもと行う。

(3) コーチは、活動方針に沿ってチームの規律向上と技術指導及び教育に努める。

(4) 協力指導者は、コーチの努めであるチームの規律向上と技術指導及び教育を補佐する。

第11条 (役員会議)

役員会議は、本クラブの管理及び運営における準備と計画を行う。

また、重要事態の発生及び重要事項の決定など、必要な場合は随時開催できる。

第12条 (会計)

本クラブの経費は、会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第13条 (会費)

クラブ員が納める会費は次のとおりとする。

- (1) 月額 1,500円
- (2) 半年ごとに9,000円を郵便振込で納入する
※納入月 4月・10月(年2回)

第14条 (事故の責任)

活動に際しては、自己の責任において行動するものとする。

活動中に生じた事故については、加入保険適用範囲によるものとし、クラブ及び指導者は、保険額を超える責任を負わないものとする。

第15条 (その他)

この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会議で決定する。

附則 本規約は平成24年4月1日から施行する。